

# 裁 決 書

東裁(所)令5 第99号

令和6年5月7日

国税不服審判所長

清野 正彦



## 審査請求人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

原処分庁 [REDACTED]

原 処 分

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求に対して令和4年9月2日付でされた更正をすべき理由がない旨の通知処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

審査請求を棄却する。

## 理 由

### 1 事実

#### (1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、インドネシア共和国に所在する銀行に預け入れた定期預金から生じた利子所得について、当該銀行の清算手続開始等により、利子所得に算入した金額のうち未収利子は回収不能となつたことから、当該回収不能額は利子所得の計算上、なかつたものとみなされるなどとして更

正の請求をしたところ、原処分庁が、当該未収利子が回収不能であるとは認められないなどとして更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたのに対し、請求人が原処分の一部の取消しを求めた事案である。

## (2) 関係法令等

イ 国税通則法（令和4年法律第4号による改正前のもの。以下「通則法」という。）第23条《更正の請求》第1項柱書及び同項第1号は、納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるときには、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる旨規定している。

ロ 所得税法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》第1項は、その年分の各種所得の金額（事業所得の金額を除く。）の計算の基礎となる収入金額又は総収入金額（不動産所得又は山林所得を生ずべき事業から生じたものを除く。）の全部又は一部を回収することができないこととなった場合には、当該各種所得の金額の合計額のうち、その回収することができないこととなった金額に対応する部分の金額は、当該各種所得の金額の計算上、なかつたものとみなす旨規定している。

ハ 所得税基本通達51-11《貸金等の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ》は、貸金等について次に掲げる事実が発生した場合には、その貸金等の額のうちそれぞれ次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する年分の当該貸金等に係る事業の所得の金額の計算上必要経費に算入する旨定めている。

(イ) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があったこと。

これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額

(ロ) 特別清算に係る協定の認可の決定があったこと。

この決定により切り捨てられることとなった部分の金額

(ハ) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で、次に掲げるものにより切り捨てられたこと。

その切り捨てられることとなった部分の金額

A 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めるもの

B 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が上記Aに準ずるもの

(二) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し債務免除額を書面により通知したこと。

#### その通知した債務免除額

ニ 所得税基本通達51-12《回収不能の貸金等の貸倒れ》は、貸金等につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、当該債務者に対して有する貸金等の全額について貸倒れになつたものとしてその明らかになった日の属する年分の当該貸金等に係る事業の所得の金額の計算上必要経費に算入する旨定めている。

ホ 所得税基本通達64-1《回収不能の判定》は、所得税法第64条第1項に規定する収入金額又は総収入金額の全部又は一部を回収することができなくなったかどうかの判定については、同通達51-11から51-16《更生手続の対象とされなかつた更生債権の貸倒れ》までの取扱いに準ずる旨定めている。

#### (3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人が保有する定期預金及び当該定期預金に係る利子の支払について  
請求人は、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）に所在する  
██████████（以下「本件銀行」という。）において、請求人及びその親族の名義により、██████████（以下、当該通貨を「ルピア」という。）の定期預金（別表1の順号1ないし順号9の各定期預金をいい、以下「本件各定期預金」という。）を保有しており、預入日以降、平成28年3月までにおいて、本件銀行から本件各定期預金に係る利子を受領していた。

#### ロ 本件銀行の営業許可の撤回等について

(イ) 本件銀行は、██████████に設立された商業銀行である。

(ロ) インドネシアにおける金融機関の監督機関であるインドネシア金融サービス  
庁（以下「本件監督機関」という。）は、██████████で、本件銀行の

営業許可を撤回した。

なお、この当時の本件銀行の代表者は、社長及び取締役である

(以下「本件元社長」という。)であった。

(ハ) インドネシアの預金保険機構であるインドネシア預金保険公社（以下「本件保険公社」という。）は、インドネシアにおける法律に基づいて設立された預金保険プログラムを運営する法的独立機関である。

#### (4) 審査請求に至る経緯

イ 請求人は、平成28年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）について、確定申告書に別表2の「確定申告」欄のとおり記載して、法定申告期限までに申告した。

ロ 請求人は、令和4年3月15日、平成28年分の所得税等について、本件各定期預金に係る未収利子の額17,097,500円（21億ルピア相当であり、以下「本件未収利子」という。）を含めて利子所得の収入金額を算出したものの、いまだ本件未収利子の支払はなく回収不能であるから、利子所得の金額が過大であったなどとして、別表2の「更正の請求」欄のとおりとすべき旨の更正の請求（以下「本件更正請求」という。）をした。

ハ 原処分庁は、これに対し、令和4年9月2日付で、本件未収利子が回収不能であるという事実は認められないなどとして、別表2の「通知処分」欄のとおり、更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）をした。

ニ 請求人は、本件通知処分に不服があるとして、令和4年11月30日に再調査の請求をしたところ、再調査審理庁は、令和5年4月25日付で棄却の再調査決定をした。

ホ 請求人は、再調査決定を経た後の本件通知処分の一部（本件未収利子に係る部分）に不服があるとして、令和5年5月25日に審査請求をした。

#### 2 争点

本件更正請求は、通則法第23条第1項第1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか否か。具体的には、本件未収利子について、所得税法第64条第1項に規定する「回収することができないこととなった場合」に該当し、納付すべき税額が過大であるか否か。

#### 3 争点についての主張

請求人	原処分庁
<p>(1) 本件未収利子について、次のとおり、所得税基本通達51-11又は同通達51-12に定める事実があり、所得税法第64条第1項に規定する「回収することができないこととなった場合」に該当するから、本件更正請求は、通則法第23条第1項第1号に規定する更正の請求ができる場合に該当する。</p> <p>イ 本件未収利子は、次の各事実からすると、所得税基本通達51-11に定める債権が法律上消滅した場合と同等の状況にあるから、同通達51-11に定める事実がある。</p> <p>(イ) 本件銀行は、以前から、資産状況が著しく不足する事業状況であることを認めていた。</p> <p>(ロ) 本件各定期預金に係る利子が平成28年以降は一部しか支払われず、その後、全く支払われなくなった。</p> <p>(ハ) 本件銀行は、営業許可が取り消され、清算手続が行われることとなった。</p> <p>(ニ) 本件元社長は、請求人に対し、本件銀行に代わって払戻しを行う旨約束していたが、その約束は守られず、 に所属する</p>	<p>(1) 本件未収利子について、次のとおり、所得税基本通達51-11及び同通達51-12に定める事実はなく、所得税法第64条第1項に規定する「回収することができないこととなった場合」に該当しないから、本件更正請求は、通則法第23条第1項第1号に規定する更正の請求ができる場合に該当しない。</p> <p>イ 請求人から提出のあった各書類には、本件銀行につき、本件監督機関による営業許可の撤回が行われ、本件保険公社による清算手続が実行されることとなった旨の記載はあるものの、当該書類及び請求人の申述内容によつても、実際に当該清算手続によって本件未収利子を受領する権利が切り捨てられて法律上消滅したのか否か、切り捨てられた場合の具体的な金額等が明らかにされておらず、ほかに本件未収利子の全部又は一部を回収することができないこととなったと認められる証拠もない。</p> <p>したがつて、本件未収利子について、所得税基本通達51-11に定める事実があるとは認められない。</p>

請求人	原処分庁
(以下「本件弁護士」という。) が、請求人の代理人として支払を 求めたが、本件元社長と全く連絡 が取れなかつた。  (ホ) その後、本件元社長は、懲役5 年の実刑判決を受け、所在が不明 であることが判明した。  (ヘ) 請求人は、本件弁護士に調査を 依頼するなど回収の努力を続けた が、本件元社長から請求人に対 し、約束した支払が行われること はなく、また、本件銀行の清算の 状況について、請求人に連絡はな い。  ロ 本件未収利子について、所得税基 本通達51-11に定める事実がないと しても、上記イの(イ)ないし(ヘ)の各 事実からすると、同通達51-12に定 める事実がある。	
	ロ 請求人から提出のあった各書類及 び請求人の申述内容によつても、清 算手続による本件銀行の資産状況、 支払能力は明らかになつてゐないこ とから、本件未収利子の全額が明ら かに回収できないとする事実は認め られず、ほかに本件未収利子の全額 が明らかに回収できないと認められ る証拠もない。  したがつて、本件未収利子につい て、所得税基本通達51-12に定める 事実があるとは認められない。
(2) 本件は、日本国内にある銀行の清算 等により生じた未収利子に係る事案で	(2) 申告納税方式による国税に係る税額 は、その後に更正がされない限り、納

請求人	原処分庁
<p>はなく、一般の日本国民が十分な情報を得ることが困難であるインドネシアにある銀行の清算等により生じた未収利子に係る事案である。</p> <p>そのため、請求人は、申告の前提となった事実関係及びそれを誤りであるとする事実関係を熟知しているとはいえない。また、本件未収利子に関する証拠を保持しているのが一般的であるともいえない。</p> <p>このような場合には、所得の一定額の存在を主張する原処分庁において、本件未収利子の不存在を立証すべきである。</p>	<p>税者の納税申告のとおり確定するものであること、納税申告の前提となつた事実関係及びそれを誤りであるとする事実関係は更正の請求をする納税者が熟知していること等に照らせば、更正の請求に係る事実関係は、納税者において主張、立証すべきものである。</p> <p>そうすると、請求人が、本件未収利子について所得税法第64条第1項の適用があると認められる事実があったことを主張、立証しない限り、原処分庁は、確定申告書に記載された所得金額等をその申告どおり確定すれば足りるのであって、請求人が主張するような立証をすることまで要しない。</p>

#### 4 当審判所の判断

##### (1) 法令解釈

イ 申告納税方式を採用する所得税等にあっては、納付すべき税額は、原則として、納税者のする申告によって確定し、その申告がない場合又はその申告に係る税額が税務署長の調査したところと異なる場合に限り、例外的に税務署長の処分によって確定する。このように、納税申告が具体的な租税法律関係を形成する行為として公法行為の性質を持つことに鑑み、通則法は、その申告内容に過誤があることを理由として更正の請求をなし得る場合を限定的に列挙し（通則法第23条第1項各号）、また、その手続上、納税者において、更正請求書に、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載すべきものとし（同条第3項）、その更正の請求をする理由が課税標準たる所得が過大であることその他その理由の基礎となる事実が一定期間の取引に関するものであるときは、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる

事実を証明する書類を更正請求書に添付しなければならないとして（国税通則法施行令第6条《更正の請求》第2項）、納税者側でまずその過誤の存在を明らかにすることを要求している。

上記のことからすると、通則法第23条第1項に規定する更正の請求は、申告内容の過誤から生じる納税者の不利益を救済するため、租税行政の法的安定の要請を、一定の要件の下に制限する趣旨のものと考えられ、このことやその規定の文言等に照らすと、自ら計算した所得金額等を記載した申告内容の更正を請求する納税者側において、その申告内容が真実に反するものであるとの立証をすべきであり、かかる立証がされない限り、申告に係る所得金額をもって正当なものと認めるのが相当である。

ロ 所得税法第64条第1項に規定する収入金額の全部又は一部を「回収することができないこととなった場合」に該当するというには、その収入金額に係る債権の回収の見込みのないことが確実になったと認められる場合、言い換えれば、当該債権について回収の見込みのないことが客観的に明らかな状況において、当該債権が法的に消滅した場合又は客観的にこれと同視し得る状態にある場合であることを要すると解するのが相当である。

そうすると、所得税法第64条第1項に規定する収入金額の全部又は一部を「回収することができないこととなった場合」に該当するか否かの判定につき、所得税基本通達51-11から51-16までの取扱いに準ずる旨の同通達64-1の定めは、上記解釈に沿った具体的な判定基準を示したものであるといえるから、当審判所においても相当と認められる。

## (2) 請求人が提出した資料

請求人が、本件未収利子について、所得税基本通達51-11又は同通達51-12に定める事実があることを証明するものとして、原処分庁及び当審判所に提出した主な書類の内容は、要旨次のとおりである（以下、当該書類を併せて「本件各資料」という。）。

### イ 「証言書」と題する各書面

平成29年9月15日付及び同月23日付の「証言書」と題する各書面には、本件元社長が、本件各定期預金の払戻しについて、請求人との合意日である同月22日までに行うことはできないが、必ず払い戻す旨証言した旨が記載されている。

## ロ 「記者会見」と題する書面

■■■■■の「記者会見」と題する書面には、本件監督機関が、①本件監督機関は、同日付で本件銀行の営業許可を撤回したこと、②本件保険公社は、法律に従って引受機能を実行し、本件銀行の清算手続を実行すること、③本件監督機関は、本件銀行の顧客に対し、銀行の公的資金は適用される規制を満たしている限り本件保険公社によって保証されているため、落ち着いて行動することを求めていることなどを発表した旨が記載されている。

## ハ 「発表」と題する書面

■■■■■の「発表」と題する書面には、本件保険公社が、上記ロの本件銀行の営業許可の撤回に関連して、①本件保険公社は、法律に従って引受機能を実行し、本件銀行の清算手続を実行すること、②本件保険公社は、本件銀行の顧客からの預金保険金支払請求に対し、保険金の支払を受ける資格のある預金か否かを検証することなどを発表した旨が記載されている。

## ニ 「件名：定期預金の支払いスケジュール」と題する書面

平成30年1月23日付の「件名：定期預金の支払いスケジュール」と題する書面には、請求人及びその親族から委任された本件弁護士が、本件元社長に対し、本件各定期預金の元本及び本件未収利子等の合計額を同年2月22日に支払うよう求めた旨が記載されている。

## ホ 「■■■■■」と題する書面

令和4年9月29日付の「■■■■■」と題する書面には、本件弁護士が、請求人に対し、次のとおり報告した旨が記載されている。

- (イ) 本件銀行の業務及び銀行機関は、■■■■■に本件保険公社により清算・閉鎖されたこと。
- (ロ) 本件弁護士は、本件銀行の残りの資産、本件元社長又は第三者によってまだ保管されていると疑われる資産の存在を確認等するため、本件元社長の資産に関する調査も実施したが、本件元社長の資産を見つけることができなかった。
- (ハ) 本件元社長は、懲役5年の実刑判決を受けた後、現在まで所在が不明である。
- (ニ) 本件元社長の住居は、現在、貯蓄貸付協同組合が所有しているものの、既に荒廃しており、本件元社長及び関係者と連絡を取ることもできなくなっている。
- (ホ) 上記(イ)ないし(ニ)からすると、本件弁護士は、本件元社長が支払わなければ

ならない本件各定期預金の元本及び本件未収利子について、回収できないと結論付けている。

### (3) 認定事実

原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ インドネシアの領土内で営業する全ての銀行は、預金に対して保険を掛ける義務がある。

ロ 本件保険公社は、インドネシアにおいて銀行が清算された場合、預金保険プログラムに基づき、対象となる預金残高に対して、保証限度額まで保証する。

なお、保証の対象となる預金は、当座預金、定期預金、譲渡性預金、普通預金、その他の同様の形式の預金等であり、保証される預金額は、銀行免許の日付時点での元本及び未払利息、収益からなる預金残高である。

### (4) 当てはめ

上記(1)のイのとおり、更正の請求をする場合には、納税者側においてその申告内容が真実に反することの立証をすべきであり、かかる立証がされない限り、申告に係る所得金額をもって正当なものと認めるのが相当である。

この点、請求人は、上記3の「請求人」欄の(1)のとおり、本件未収利子について、所得税基本通達51-11又は同通達51-12に定める事実があるため、所得税法第64条第1項に規定する「回収することができないこととなった場合」に該当する旨主張し、それを証明する書類として本件各資料を提出している。

そうすると、本件未収利子について、所得税法第64条第1項に規定する「回収することができないこととなった場合」に該当し、納付すべき税額が過大であるか否かは、本件各資料等により、所得税基本通達51-11又は同通達51-12に定める事実があることが証明されているか否かによるので、以下、これらについて検討する。

#### イ 所得税基本通達51-11について

所得税基本通達51-11は、上記1の(2)のハのとおり、更生計画認可の決定があつた場合や債務者に対して債務免除額を書面により通知した一定の場合等に適用することとされており、債権の貸倒れの形態のうち、債権が法律上消滅した場合について定めていると解される。

これを本件についてみると、上記(2)のロ及びハからすれば、本件銀行が本件監

督機関によって営業許可を撤回され、本件保険公社が本件銀行の清算手続を行うこととされたことは伺えるものの、上記1の(2)のハの(イ)ないし(ハ)に掲げるような、本件未収利子に係る債権が法令の規定等により切り捨てられることとなった事実、あるいは債権者集会の協議決定等で切り捨てられることとなった事実があつたと認めることはできない。

また、上記(2)のニ及びホからすれば、請求人及びその親族から委任された本件弁護士が、本件元社長に対して本件各定期預金の元本及び本件未収利子の支払を求める資料を作成したことは伺えるものの、請求人又は本件弁護士が、上記1の(2)のハの(ニ)に掲げるような、債務免除額を書面により通知した事実があつたと認めることもできない。

加えて、請求人は、そのほかに請求人の主張を裏付ける証拠を提出せず、当審判所の調査によても請求人の主張を裏付ける事実は認められない。

以上のことから、本件未収利子に係る債権が法律上消滅したと認めることはできず、本件未収利子について所得税基本通達51-11に定める事実があるとはいえない。

#### ロ 所得税基本通達51-12について

所得税基本通達51-12は、上記1の(2)のニのとおり、その債務者の資産状況、支払能力等からみて、その債務者に対して有する貸金等の全額が回収できないことが明らかになった場合に適用することとされており、これは、債権の貸倒れの形態のうち、法律上債権は存在するが事実上その回収ができない場合について定めていると解される。

これを本件についてみると、上記(2)のロ及びハからすれば、本件銀行が本件監督機関によって営業許可を撤回され、本件保険公社が本件銀行の清算手続を開始したことは伺えるものの、本件保険公社が行っている本件銀行の清算手続の状況が明らかではないし、本件各資料のいずれによっても、本件銀行の清算手続が終結したか否かはもちろんのこと、本件銀行の資産状況及び支払能力等が明らかとなっていないから、本件未収利子の全額が回収できないことが明らかとはいえない。

さらに、上記(3)のイ及びロのとおり、インドネシアの領土内で営業する全ての銀行は、預金に対して保険を掛ける義務があり、また、インドネシアにおいて銀

行が清算された場合、預金保険プログラムに基づいて、定期預金の元本及び未払利息も保証の対象とされることからすると、本件各定期預金及び本件未収利子は、通常、本件保険公社による保証の対象となると認められるところ、請求人によつて当該保証に係る手続等がされた事実は認められないから、このことからも本件銀行の清算手続が終結した事実が明らかではなく、本件未収利子の全額が回収できない状況にあると認めることはできない。

加えて、請求人は、そのほかに請求人の主張を裏付ける証拠を提出せず、当審判所の調査によつても請求人の主張を裏付ける事実は認められない。

以上のことから、債務者である本件銀行の資産状況、支払能力等からみて、本件未収利子の全額が回収できないことが明らかであると認めることはできず、本件未収利子について所得税基本通達51-12に定める事実があるとはいえない。

#### ハ　まとめ

上記イ及びロのとおり、本件各資料は、本件未収利子について、所得税基本通達51-11又は同通達51-12のいずれかに定める事実があり、所得税法第64条第1項に規定する「回収することができないこととなった場合」に該当することを立証する証拠としては十分ではなく、また、当審判所の調査によつても請求人が主張する事実を認めるに足りる証拠は見当たらないから、請求人の主張には理由がない。

したがって、本件更正請求は、通則法第23条第1項第1号に規定する更正の請求ができる場合に該当しない。

#### (5) 請求人の主張について

請求人は、上記3の「請求人」欄の(2)のとおり、本件は、日本国内にある銀行の清算等により生じた未収利子に係る事案ではなく、一般の日本国民が十分な情報を得ることが困難であるインドネシアにある銀行の清算等により生じた未収利子に係る事案であり、請求人は、申告の前提となつた事実関係及びそれを誤りであるとする事実関係を熟知しているとはいはず、また、本件未収利子に関する証拠を保持しているのが一般的であるともいえないから、このような場合には、原処分庁において本件未収利子の不存在を立証すべきである旨主張する。

しかしながら、通則法第23条第1項に規定する更正の請求においては、納税者側においてその申告内容が真実に反するものであるとの立証をすべきであり、かか

る立証がされない限り、申告に係る所得金額をもって正当なものと認めるのが相当であることは上記(1)のイのとおりであり、また、本件更正請求において、請求人が、自ら記載した申告内容が真実に反するものであることについて立証をしたとはいえないことは上記(4)のハのとおりである。そして、本件が、たとえ一般の日本国民が十分な情報を得ることが困難であるインドネシアにある銀行の清算等により生じた未収利子に係る事案であるとしても、そのことは上記判断を左右するものではない。  
したがって、請求人の主張には理由がない。

#### (6) 本件通知処分の適法性について

上記(4)のハのとおり、本件更正請求は、通則法第23条第1項第1号に規定する更正の請求ができる場合に該当しない。

また、本件通知処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によつても、これを不相当とする理由は認められない。

したがつて、本件通知処分は適法である。

#### (7) 結論

よつて、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表1 本件各定期預金の明細

順号	口座名義人 (続柄)	元 本	預 入 日	満 期 日	年 利
1	■■■■■ (本人)		平成27年6月9日	平成29年7月9日	15%
2	■■■■■ (本人)		平成27年6月9日	平成29年7月9日	15%
3	■■■■■ (請求人の妻)		平成26年5月28日	平成29年2月28日	15%
4	■■■■■ (請求人の娘)		平成27年1月30日	平成29年10月30日	15%
5	■■■■■ (請求人の孫)		平成27年6月9日	平成29年7月9日	15%
6	■■■■■ (請求人の孫)		平成27年6月9日	平成29年7月9日	15%
7	■■■■■ (請求人の娘)		平成27年6月9日	平成29年7月9日	15%
8	■■■■■ (請求人の孫)		平成27年6月9日	平成29年7月9日	15%
9	■■■■■ (請求人の孫)		平成27年6月9日	平成29年7月9日	15%

(注) 1 順号3のうち ■■■■■ は、請求人に帰属する預金であり、残りの ■■■■■

は、 ■■■■■ (請求人の妻) に帰属する預金である。

2 順号3以外の預金は、全て請求人に帰属する預金である。

## 別表2 審査請求に至る経緯

(単位:円)

項目	区分	確定申告	更正の請求	通知処分	再調査の請求	再調査決定
年月日等		法定申告期限内	令和4年3月15日	令和4年9月2日付	令和4年11月30日	令和5年4月25日付
総所得金額						
	事業所得の金額					
内	不動産所得の金額					
	利子所得の金額					
訳	給与所得の金額					
	雑所得の金額					
	上場株式等に係る配当所得等の金額					
	所得控除の額					
内	雑損控除					
訳	その他の					
	所得税等の納付すべき税額					

(注) 1

2